

## 奥州市上下水道事業告示第8号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条の規定により、令和3年度に下水道事業受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定める。

令和3年4月1日

奥州市長 小 沢 昌 記

### 1 賦課区域

#### 水沢地域

後田、字内匠田、字釜田、字桜屋敷、字桜屋敷西、字里鎗、字八反町、東中通り二丁目、字堰合、佐倉河字東沖ノ目、佐倉河字後田、佐倉河字杉ノ堂、佐倉河字石橋、佐倉河字川原田、真城字熊ノ堂、真城字杉山下、真城字垣ノ内、真城字町南、真城字沼尻、真城字町屋敷、姉体町字殿野起、羽田町駅前一丁目、羽田町駅前三丁目、羽田町駅東一丁目、羽田町久保、羽田町字明正の一部区域

#### 江刺地域

南町、栄町、八日町一丁目、岩谷堂字一本松、愛宕字観音堂沖、愛宕字八日市、愛宕字梁川、愛宕字宿の各字の一部区域

#### 前沢地域

字下小路、字道場、字島の一部区域

#### 胆沢地域

小山字二枚橋、小山字森下の一部区域

### 2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。